

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和5年7月14日

総務大臣 松本 剛明 殿
文部科学大臣 永岡 桂子 殿
農林水産大臣 野村 哲郎 殿
国土交通大臣 斎藤 鉄夫 殿
環境大臣 西村 明宏 殿

美里町長 上田 泰弘

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

美里町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：美里町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

棚田地域の区域名	棚田等の名称	範囲（別添1）
中山村（旧旧市町村）	白石野 <small>しらいしの</small> の棚田	1-1
東砥用村（旧旧市町村）	小崎 <small>こさき</small> の棚田群	1-2
〃	下福良 <small>しもふくら</small> の棚田群	1-3
〃	夏水 <small>なつみ</small> の棚田	1-4

この活動計画内において、「すべての棚田」とあるものは上記4つの棚田のことを指す。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

耕作放棄の防止・削減

- ・すべての棚田において、農地法面や農道及び水路の管理を適切に行う。なお、白石野の棚田においては、農業施設の農道・水路等や農地法面、棚田石積み、畦畔等現状額認し、必要に応じて補修するなど、農作業安全対策の体制整備を図る。
- ・白石野の棚田において、令和6年度までに地域の担い手による利用権の設定面積を0haから0.4haへ増加させる。

生産性・付加価値の向上

- ・すべての棚田において、生産された米を、新たな取り組みとしてふるさと納税やインターネット販売などの様々な方法を通じて販売する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

良好な景観の形成

- ・すべての棚田において、菜の花等の景観作物を植栽する。なお、白石野の棚田においては、耕作放棄地を解消し、景観作物を植栽する面積を0aから4aへ増加させる。

自然環境の保全・活用

- ・すべての棚田において、適切な鳥獣被害対策を行う。

伝統文化の継承

- ・白石野の棚田において、「白石野の雨乞い太鼓」の定期練習及び点検を実施する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

棚田を観光資源とした棚田地域の振興

- ・すべての棚田において、フットパスイベント等を開催する。なお、白石野の棚田において、地域の伝統のお祭り「どんどや」を年1回開催し、地域外参加者の誘客を0名から10名に増加させる。

どんどや...1月に5m以上の竹を数十本組んだ櫓を燃やし、無病息災、五穀豊穡を

祝う農村の伝統行事

- ・すべての棚田において、指定棚田地域周辺の草刈等を行うことで、来訪しやすい環境を整えるとともに、棚田の景観を維持する。
- ・白石野の棚田において、農村交流イベントであるフットパスを年1回開催し、交流人口を0名から20名に増加させる。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月31日まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

耕作放棄の防止・削減

- ・すべての棚田において、農地法面や農道及び水路の見回りを年1回以上実施し、必要に応じて補修や改良を行い、保安全管理を徹底する。なお、白石野の棚田においては、令和6年度まで農道・水路等の農業施設や農地法面、棚田石積み、畦畔等現状額認を年1回実施し、必要に応じて補修するなど、農作業安全対策の体制整備を図る。
- ・白石野の棚田において、耕作放棄を防止するために令和6年度までに地域の担い手による利用権の設定面積を0haから0.4haへ増加させる。

生産性・付加価値の向上

- ・すべての棚田において、新たな取り組みとして、ふるさと納税の返礼品や、インターネット販売、近隣の農産物直売所を通じて、「つなぐ棚田遺産」の棚田米として出品し、一般の米と差別化し付加価値の向上を図る。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

良好な景観の形成

- ・すべての棚田において、毎年、休耕田となっている農地や畦畔等に菜の花や彼岸花等の景観作物を植栽し、良好な景観を確保する。なお、白石野の棚田においては、令和6年度までに、景観保全活動として耕作放棄地を解消し、景観作物の植栽面積を0aから4aへ増加させる。

自然環境の保全・活用

- ・すべての棚田において、棚田の景観に配慮しつつ、イノシシ・シカ等の有害獣侵入防止柵を設置するとともに、年1回以上の点検を行い、必要に応じて補修を行う。

伝統文化の継承

- ・白石野の棚田において、令和6年度までに「白石野の雨乞い太鼓」の定期練習及び点検を年1回実施し、必要に応じて太鼓や衣装等の修繕等を行う。

棚田を核とした棚田地域の振興

棚田を観光資源とした棚田地域の振興

- ・すべての棚田において、フットパスコースがすでに整備されていることから、年1回以上のフットパスイベントを開催し、ホームページやSNS等にて参加者を募集し、交

流人口の増加を図る。なお、白石野の棚田においては、令和6年度までに、地域事業者と連携し、農村交流イベントであるフットパスを年1回開催し、交流人口を0名から20名に増加させる。

- ・すべての棚田において、指定棚田地域周辺のフットパスコース等の草刈等を年1回以上行い、来訪しやすい環境を整えると同時に、棚田の景観を維持する。
- ・白石野の棚田において、令和6年度までに地域の伝統のお祭り「どんどや」を年1回開催し、地域のコミュニティの強化を図ると同時に、SNS等にて周知し、地域外参加者の誘客を0名から10名に増加させる。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の構成員である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

名称：美里町指定棚田地域振興協議会

別添5 美里町指定棚田地域振興協議会の別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし